

令和8年3月31日

## 令和8年度 市内建設業者の格付け（ランク設定）にかかる 主観的事項評価数値調査の提出（電子申請）について

川西市では、市内に本店又は支店等（商業登記簿の支店欄に記載があり、当該支店等に契約締結の権限を有する代理人を置いている者）を有する土木・建築工事業者を対象とした格付け（ランク設定）を行っており、社会貢献活動などの状況を評価数値に反映しています。令和8年6月1日から令和9年5月末までを有効期間とする格付けを行うにあたり社会貢献活動状況等の調査を行います。

なお、令和8年度の主観的事項評価数値調査から原則、電子申請フォームで受け付けます。

### 記

1. 提出期限 **令和8年4月30日（木）午後5時まで**
2. 提出方法 以下URLの電子申請フォームにアクセスし必要箇所の入力と提出必須の資料を添付して送信してください。  
[URL : https://logoform.jp/form/tTN6/1500444](https://logoform.jp/form/tTN6/1500444)
3. 格付けの有効期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
4. 格付けの確認 令和8年5月29日までに契約検査課ホームページで公表  
(<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/1019682.html>)
5. その他 経営事項審査の対象工種が未受審の場合は格付けしていません。  
不備書類の提出などは以下問合せ先のアドレスへ送信してください。電子申請による提出が難しい場合は契約検査課に連絡してください。

（問い合わせ先）

川西市中央町12-1

川西市役所契約検査課

TEL 072-740-1143（直通）

E-mail : kwex0022@city.kawanishi.lg.jp

## 添付書類一覧

※証明書等の添付書類はPDF、写しで可

### 【必ず提出するもの】

- ①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法施行規則による有効期間内のもの)  
※例年提出漏れが多数発生していますので、漏れのないようご注意ください。 【Q98】

### 【その他項目で該当がある場合には証明書等を添付すること】

- ②障害者雇用を証する書類(該当がある場合のみ) 【Q4】【Q13】
- ③保護観察対象者等雇用に関する証明書(様式2) 【Q19】  
協力雇用主会等の名簿等又は協力雇用主登録証明書(様式3)(該当がある場合のみ) 【Q16】
- ④ISO、エコアクション21の認証取得を証する書類(該当がある場合のみ) 【Q23・27・31】
- ⑤社会貢献活動の「その他の地域貢献活動」判定基準表(別途様式あり)  
……活動を申請する場合は、必ず提出してください。【Q44・48・52・56・60・64・68・72・76・80】
- ⑥社会貢献活動の内容等を証する書類(申請する活動ごとに添付してください。)  
【Q45・49・53・57・61・65・69・73・77・81】
- 証明書類(実施又は運営団体等の発行書類)
- 写真(イベント名及び参加企業名が明確にわかるもの)
- イベントパンフレット等(協賛欄への企業又は加入団体名の記載など)
- 運営主体の団体から発行された支援要請文書や礼状など事実確認ができる書類